

【14 解説文】 高崎城郭内練兵所設置伺（明治七年：一八七四）（C）

（表紙）

「自明治六年六月  
至同 七年十二月

（朱印）  
永年保存

官省御指令本書

土木掛」

高崎城郭内陸軍省於テ練兵所

（高崎城郭内（くるわない）陸軍省に於いて練兵所）

設置二付、官属<sup>（貫）</sup>移転之儀伺書

（設置に付、官属（かんぞく）移転の儀伺い書）

当県管内高崎城郭内江陸軍省

（当県管内高崎城郭内へ陸軍省）

於テ練兵所設置二付、右地内二従前居

（於いて練兵所設置に付、右地内に従前（じゅうぜん）居）

住之貫属移転之処置、客冬大蔵

（住の貫属移転の処置、客冬（かくとう）大蔵）

卿より御達有レ之、夫々取調中之处、尚亦

（卿より御達しこれ有り、夫々（それぞれ）取り調べ中の処、尚亦（なおまた））

此程御省より去二月十九日、最前之外廉<sup>（カ）</sup>々

（此（こ）の程御省より去る二月十九日、最前の外廉々）

増之儀御達有レ之、併セテ別紙地所取

（増の儀御達しこれ有り、併（あわ）せて別紙地所取り）

調書・建家画図面之通り有レ之、依而

（調べ書・建家画図面の通りこれ有り、依（よつ）て）

引建直シ費用日論見牒共相添、進

（引き建て直し費用日論見（もくろみ）牒共相添え、進）

呈仕候、尤地所之儀者、何レモ元社寺領

（呈仕（つかまつ）り候、尤（もつと）も地所の儀は、何れも元社寺領）

除地・上地公有地ノ内ヲ以相渡候積、右ニテ

（除地（じよち）・上地（じょうち）公有地の内を以（もつ）て相渡し候積り、

右にて）

移転相達可レ申哉、此段相伺申候、至急

（移転相達し申すべく哉、此の段相伺い申し候、至急）

御指令相成候様仕度候也

（御指令相成り候様仕り度候也）

熊谷県令 河瀬秀治代理

明治七年三月八日 熊谷県権参事 津田 要<sup>（印）</sup>

内務卿 木戸孝允殿

(朱書)

「書面貫属住宅移転之儀、地所  
〈書面貫属住宅移転の儀、地所〉

ハ上地之内撰定之趣ニ候処、繪  
〈は上地の内撰定の趣きに候処、繪〉

図面中間数記載無レ之、調査ニ  
〈図面中間数(けんすう)記載これ無く、調査に〉

差支、且今般差出候調書ハ、往  
〈差し支え、且(か)つ今般差し出し候調書は、往〉

々違算不都合之廉有レ之、直ニ  
〈々違算不都合の廉(かど)これ有り、直(すぐ)に〉

難ニ充行一、更ニ精細取調、繪図面  
〈充行(あてがい)難(がた)く、更に精細取り調べ、繪図面〉

一同可ニ差出一、尤陸軍省ニ於テ  
〈一同差し出すべし、尤も陸軍省に於いて〉

ハ差急候儀ニ付、先仮ニ地所ハ伺  
〈は差し急ぎ候儀に付、先(ま)ず仮りに地所は伺い〉

之内換地取計、手当金ハ凡金  
〈の内換地取り計らい、手当て金は凡(およ)そ金〉

三千三百円、大蔵省ヨリ可ニ下渡一、  
〈三千三百円、大蔵省より下げ渡すべく、〉

請取方同省へ可ニ伺出一、追テ精  
〈請け取り方同省へ伺い出るべし、追って精〉

細調書伺済之上、過不足差引  
〈細調書伺済みの上、過不足差し引き〉

勘定之積取計置、右貫属早々  
〈勘定の積もり取り計り置き、右貫属早々〉

為ニ立退一、跡地所ハ陸軍省へ引渡  
〈立ち退(の)かせ、跡地所は陸軍省へ引き渡し〉

候様可ニ取計一事  
〈候様取り計るべき事〉

但、神社之儀ハ癸酉二百九十壱号  
〈但(ただ)し、神社の儀は癸酉二百九十壱号〉

公布之趣有レ之候条、更ニ別地相  
〈公布の趣きこれ有り候条、更に別地相〉

撰可ニ伺出一事  
〈撰(えら)び伺い出るべき事〉

明治七年四月十八日 内務卿 木戸孝允 印